

4 その他

	質 問	回 答	関連資料
1	給与は口座振り込み。JET ALT が居住者として日本国内で銀行口座を開設する際の要件を教えてください。	国内に住所を有する外国人は居住者として扱われます。また、日本において職業に従事するために入国した外国人であり、わが国での滞在期間が契約等により1年未満であることがあらかじめ明らかな場合を除き、入国後直ちに「居住者」との推定を受けることとされていますので、 (1)在留カードを保有している(=住所が定まっている)、 (2)1年間の雇用関係を示す書類がある(雇用契約書等)、 (3)3年間有効の教育査証が発行される、 の3点で居住者要件を十分満たすと考えられます。 しかしながら、銀行によっては開設までに数か月かかることがあります。 ※口座開設の際の必要書類については、金融機関へ直接ご確認ください。	
2	銀行口座開設などの手続きに必要なとなる印鑑は学校側で用意する必要があるか。	学校側でウェルカムコールやウェルカムメールなどの際にお名前を発音をご確認いただき、あらかじめ認印をご準備いただけると、銀行口座開設などの手続きが円滑に進み、給与振込などで不便が生じるのを防げるものと考えます。	
3	東京の住宅事情(家賃)について JET ALT は情報を持っているのでしょうか。留学生用の寮が空いていれば提供することも考えているがかまわないのでしょうか。	私学財団が委託する住居あっせん事業者がJET ALT に連絡を取り、賃貸物件の情報を提供します。住居の手配については、JET ALT 本人が費用負担を含め各自対応します。 また、学校で寮を提供することも可能です。その場合、ウェルカムレターや採用内定通知書に住居あっせん事業者の間合せアドレスを記載するとともに、寮に関する情報を掲載するなどして情報を提供してください。	・手引 P.9、P.15、P.87
4	住居に関して何らかの理由で貸主や隣家等からの苦情により転居等の必要が生じた場合、学校に対応が求められるのでしょうか。	一義的に借主と貸主、隣家等との関係であり、雇用者は関知しません。JET ALT は自己の責任において対応することとなります。 学校側で何らかの情報を得られることがあれば、JET ALT 本人に生活習慣を改めて説明するなど、必要な指導を行ってください。	
5	JET ALT の写真・映像を学校紹介用ビデオに使用できるのでしょうか。また、帰国後も使用を続けることはできるのでしょうか。 JET ALT として教員と協力して作成した教材等の著作権はどこに帰属するのでしょうか。	任用団体の就業規則等で特段の定めのない限り、職務著作(法人著作)です。扱いをJET ALT に説明できるようご準備ください。 参照:著作権法上の「職務著作」 (職務上作成する著作物の著作者) 第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。	

	質 問	回 答	関連資料
6	<p>服装や身だしなみに関して要望したいことがあります(例:けがを防ぐためにアクセサリーをつけない、ピアスはしない)。規定に含まれない約束事としての取り決めなどを要望しても大丈夫でしょうか。</p>	<p>服装や生徒への配慮等、円滑な業務遂行に不可欠な情報は、来日前にあらかじめ伝えるか学校オリエンテーションなど着任後なるべく早い段階でJET ALTにご説明ください。その際、そうしてほしい／皆がそうしている理由をあわせて説明し、問題意識を共有できるよう配慮してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑応答集「11-11 職場における身だしなみ」 ・JET プログラム参加者用ハンドブック「3.3.職場のマナー」